

LEGAL UPDATE

2023年6月

消費者権利保護法の改正法

ベトナム国会は 2023 年 6 月 20 日、消費者権利保護法第 59/2010/QH12 号(「現行法」)を改正する法案を可決し、近日中に公布する見込みである。本稿では、2022 年に公表された現行法の改正法案と、国会に上程された 2023 年 2 月 21 日付けの公表版(「最新法案」)との相違点を中心に紹介する。なお、今後公布される法律の文言は本日時点で公表されておらず、細部においては最新法案とは異なる可能性がある。

1. 脆弱な消費者の権利保護

2022 年法案は、脆弱な消費者として、▽高齢者(高齢者法によれば 60 歳以上)、▽障碍者、▽子ども(児童法によれば 16 歳未満)、▽少数民族、と規定し、上記のグループのそれぞれに対する事業者の責任を明確に規定した¹。

これに対し、最新法案には、▽妊婦または 12 か月未満の子供を育てる女性、▽労働法令に定めるリストに掲載された重篤な疾病に罹患している者、▽法令の基準により貧困家庭とみなされる世帯の世帯員が追加されたほか、事業者の責任を対象者によって区別せず、内容を統一した²。

2. 消費者の個人情報の保護

今回の重要な改正点として、①消費者個人情報の保護ポリシーの内容、および②消費者の個人情報に関する事前通知義務がある。

- ① について、最新法案では、2022 年法案と同様に、各事業者は消費者個人情報ポリシーの作成が必要であると規定されたほか、これに加えて、その内容として消費者個人情報の保護手段を明記する義務があることが規定された³。
- ② について、2022年法案・最新法案とも、事業者が消費者の個人情報を取得・使用する場合の事前通知義務を規定している。この通知が不要となる例外の一つとして、2022年法案では「既に公開された消費者の個人情報」に該当する場合が挙げられていたが、最新法令では「消費者が公開した個人情報」に変更された⁴。

3. その他の改正点

2022 年法案に含まれるその他の主な改正点として、①定型約款取引に関する規制、②消費者と事業者との特定取引、③欠陥商品に対する責任、④消費者との紛争解決があり、最新法案においても基本的に 2022 年 法案と同様の規定が置かれている。

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.

^{1 2022} 年法案第 3 条 10 項

² 最新法案第8条1項

³ 最新法案第15条1項

⁴ 最新法案第16条3項



消費者との紛争解決に関する主な改正点として、2020 年法案にはなく、最新法案で追加された規定としては、簡易訴訟手続によって解決できる消費者との紛争の要件として、 ∇ 消費者に対して直接に商品販売またはサービス提供を行った事業者が紛争当事者であること、 ∇ 簡易な事実関係および明確な証拠があること、 ∇ 取引の価値が 1 億ベトナムドン未満であること、および ∇ 紛争当事者全員の住所または所在地が明確であること、が規定された 5 。

ご質問は下記まで:

[ホーチミンオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada/小林亮 Ryo Kobayashi/Nguyen Thi Hong Phuc/Le Thi Bich Tram/Dao Thi Lan Anh

Tel: +84-28-6299-0666

Email: hochiminh@tmi.gr.jp

[ハノイオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada/小幡葉子 Yoko Obata/Le Phuong Lan/Nguyen Le Tram/Nguyen Thu Huyen/Le Duc Son

Tel: +84-24-3826-3826 Email: hanoi@tmi.gr.jp

<u>Disclaimer</u>: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.

⁵ 最新法案第69条2項